

# 軽防協ニュース

Vol.49

2022.2



軽種馬防疫協議会

# CONTENTS

I. 令和3年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告	1
-----------------------------	---

II. 令和3年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告	4
------------------------------	---

III. 話題提供	50
-----------	----

馬防疫に関する学術集会

- ①第49回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウム
- ②馬防疫検討会「馬感染症研究会」

IV. 軽防協ニュース速報（号外）	52
-------------------	----

- 1. 東京2020オリンピック・パラリンピック馬術競技会場における馬ピロプラズマ症の発生
- 2. 破傷風血清（破傷風抗毒素）の使用に関する注意喚起について

V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿	54
------------------	----



表紙写真：桜と親子

# I . 令和3年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会 開催報告

令和3年度軽種馬防疫協議会常任委員会がメール会議形式で開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：令和3年5月20日（木）

2. 開催方法：メール会議形式

3. メール会議参加者：（敬称略・順不同）

議長：木村 一人（日本中央競馬会 常務理事）  
常任委員：秋元 稔弥（地方競馬全国協会 理事）  
松本 謙（日本馬術連盟 常務理事）  
益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）  
永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）  
上野 儀治（日本中央競馬会 馬事担当理事）  
幹事：大島 宏（地方競馬全国協会 公正部長）  
菅 浩雅（地方競馬全国協会 公正部公正課長）  
藤野 一昭（日本馬術連盟 事務局長）  
成田 正一（日本軽種馬協会 業務部長）  
青木 正明（日本馬事協会 参与・事務局長）  
吉成 公伸（日本中央競馬会 馬事部長）  
山中 隆史（日本中央競馬会 馬事部防疫課長）  
オブザーバー：上田 毅（全国公営競馬獣医師協会 会長）  
望田 森介（地方競馬全国協会 公正部公正役）  
江口 貞男（日本軽種馬協会 首席調査役）  
事務局：川崎 和巳（日本中央競馬会 馬事部長補佐）  
小平 和道（日本中央競馬会 馬事部防疫課長補佐）  
倉持 雄太（日本中央競馬会 馬事部防疫課）  
藤澤 千尋（日本中央競馬会 馬事部防疫課）

4. 議 題：

1) 令和2年度 事業報告ならびに収支決算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5月20日：メール会議）・専門委員会（6月18日：メール会議）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡・協議  
・防疫に関する主催者間の意見交換会（6月18日：メール会議）の開催
- ③令和2年 馬の予防接種要領の制定
- ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「馬の健康手帳」の監修

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布  
・軽防協ニュース Vol.48：令和3年2月発刊
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配布  
・速報は定期4回発刊（令和2年6月,9月,12月,令和3年3月）  
・速報号外の配信は7回配信（令和2年4月,6月,9月,11月,令和3年3月）
- ③Equine Disease Quarterly の作成・配布  
・4回発刊（Vol.29,No.2-4, Vol.30,No.1）
- ④馬の予防接種啓発用リーフレットの作成・配布

- ・予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレット作成・配布（10,000部）
  - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
    - ・馬の水疱性口内炎 第3版
    - ・馬のポトマック熱 第2版
  - ⑥軽種馬防疫協議会のホームページの更新
    - ・軽防協ニュース、ニュース速報・号外およびEDQの掲載
    - ・その他防疫に関するトピックスの掲載・周知
  - ⑦馬関係学術集会等への協賛による本協議会活動への理解醸成
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達  
防疫に関する国内および海外の情報収集、研究成果の伝達
- (4) 令和2年度軽種馬防疫協議会 収支決算報告【表1】
- (5) 令和2年度軽種馬防疫協議会 積立金収支決算報告【表2】

## 2) 令和3年度軽種馬防疫協議会 事業計画ならびに収支予算

- (1) 主な事業内容
- ①常任委員会（5月20日：メール会議）・専門委員会（6月17日：メール会議）の開催
  - ②関係機関・関係団体との連絡・協議
    - ・防疫に関する主催者間の意見交換会（6月17日：メール会議）の開催
  - ③令和3年 馬の予防接種要領の制定
  - ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「馬の健康手帳」の監修
- (2) 防疫思想の啓発および普及
- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配付\*
  - ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配信（年4回配信予定、号外随時配信予定）
  - ③Equine Disease Quarterlyの作成・配付（年4回発刊予定）\*
- \*紙媒体での発刊を終了し、軽防協HPによる配信のみとする  
（メールマガジン形式によるお知らせ）
- ④馬の予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレットの印刷・配布
  - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
  - ⑥軽種馬防疫協議会ホームページの管理・情報発信
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達  
防疫に関する国内および海外の情報収集、研究成果の伝達
- (4) 令和3年度軽種馬防疫協議会 収支予算【表3】
- (5) 令和3年度軽種馬防疫協議会 積立金収支予算【表4】

## 3) 令和3年 馬の予防接種要領

## 5. 報告事項：

- 1) 国内伝染病発生状況
- 2) 海外伝染病発生状況
- 3) 馬の輸出入検疫状況
- 4) 生産地等における防疫推進事業
- 5) 馬防疫検討会
- 6) 飼養衛生管理基準の改正について
- 7) その他

表1. 令和2年度 軽種馬防疫協議会収支決算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				備 考
科 目	2年予算額	収入確定額	差 額	科 目	2年予算額	支出確定額	差 額	
前年度繰越金	718,377	718,377	0	事 業 費	38,000	0	38,000	
				会 議 費	18,000	0	18,000	常任・専門委員会、幹事会
				諸 謝 金	20,000	0	20,000	
日本中央競馬会 分担金	1,000,000	1,000,000	0	事 務 諸 費	2,350,000	1,933,788	416,212	
				印 刷 費	1,900,000	1,767,930	132,070	Equine Disease Quarterly、 軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
				通 信 費	300,000	46,849	253,151	送料等
地方競馬全国協会 分担金	1,000,000	1,000,000	0	HP管理業務費	120,000	106,700	13,300	サーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
				雑 費	30,000	12,309	17,691	役務費、文具、図書等
				積 立 金	100,000	100,000	0	
雑 収 入 (預金利子)	10	13	3	予 備 費	230,387	82,500	147,887	EIA サーベイランス器材費
				支 出 額 計	2,718,387	2,116,288	602,099	
				次年度へ繰越金	0	602,102	▲602,102	
計	2,718,387	2,718,390	3	計	2,718,387	2,718,390	3	

表2. 令和2年度 軽種馬防疫協議会積立金収支決算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				備 考
科 目	2年予算額	収入確定額	差 額	科 目	2年予算額	支出確定額	差 額	
前年度繰越金	1,176,269	1,176,269	0	印 刷 費	250,000	246,400	3,600	※1
				学術集会等への協賛費	250,000	132,000	118,000	※2
令和2年度 積立金	100,000	100,000	0	雑 費	10,000	880	9,120	役務費
				支 出 額 計	510,000	379,280	130,720	
雑収入(預金利子)	10	9	▲1	次年度へ繰越金	766,279	896,998	▲130,719	
計	1,276,279	1,276,278	▲1	計	1,276,279	1,276,278	▲1	

※1：伝染病予防啓発A4クリアフォルダ作成費

※2：日本ウマ科学会誌への予防接種啓発用リーフレットの掲載

表3. 令和3年度 軽種馬防疫協議会収支予算(案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	差 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	602,102	事 業 費	38,000	
		会 議 費	18,000	常任委員会、専門委員会、幹事会
		諸 謝 金	20,000	
日本中央競馬会 分担金	700,000	事 務 諸 費	1,750,000	
		印 刷 費	1,400,000	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、 予防接種リーフレット等
地方競馬全国協会 分担金	700,000	通 信 費	200,000	送料等
		HP管理業務費	120,000	レンタルサーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
		雑 費	30,000	役務費、文具、図書等
		積 立 金	100,000	
雑収入(預金利子)	10	予 備 費	114,112	
		次年度へ繰越金	0	
計	2,002,112	計	2,002,112	

表4. 令和3年度 軽種馬防疫協議会積立金収支予算(案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	896,998	印 刷 費	0	
令和3年度積立金	100,000	学術集会等への協賛費	0	
		雑 費	0	
雑収入(預金利子)	10	次年度へ繰越金	997,008	
計	997,008	計	997,008	

## II . 令和3年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会 開催報告

令和3年度軽種馬防疫協議会専門委員会がメール会議形式にて開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：令和3年6月17日（木）
2. 開催方法：メール会議形式
3. メール会議参加者：（敬称略・順不同）

来賓：石川 清康（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長）  
議長：木村 一人（日本中央競馬会 常務理事）  
常任委員：秋元 稔弥（地方競馬全国協会 理事）  
益満 宏行（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）  
松本 謙（日本馬術連盟 常務理事）  
上手 邦夫（日本馬事協会 専務理事）  
上野 儀治（日本中央競馬会 馬事担当理事）

専門委員：

農林水産省

歌丸 恵理（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（中央班長））  
尾原 博志（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））  
加茂前清尚（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第1班 課長補佐）  
坂本 有希（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）  
金子 明誉（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）  
角田 隆則（動物検疫所 検疫部長）  
嶋崎 智章（動物医薬品検査所 検査第一部長）

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

楠本 正博（細菌・寄生虫研究領域 腸管病原菌ユニット長）

地方競馬全国協会

大島 宏（公正部長）  
菅 浩雅（公正部 公正課長）  
望田 森介（公正部 公正役）

日本軽種馬協会

成田 正一（業務部長）

日本馬術連盟

藤野 一昭（事務局長）  
川嶋 舟（獣医委員）

地方競馬主催者

岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）  
舩川 寛晃（帯広市農政部 ばんえい振興課 課長補佐）  
金子和華子（岩手県競馬組合 業務部 業務課 管理監補佐）  
窪田 美佳（埼玉県浦和競馬組合 業務課 野田管理事務所長）  
清水 耕平（千葉県競馬組合 業務課 技師）  
遠山 理志（特別区競馬組合 競馬事務局 厩舎管理課）  
島村 剛（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課長）  
高井 光（石川県競馬事業局 競馬業務課 担当課長）  
長野 博子（岐阜県地方競馬組合 業務課）  
安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医総括））  
稲場 収（兵庫県競馬組合 事業部長）  
劉 辰女（高知県競馬組合 競走馬診療所）  
相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）

日本馬事協会  
青木 正明 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会  
阿部 憲二 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会  
上田 毅 (会長)

競走馬育成協会  
佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター  
小林 光紀 (業務部長)

日本競走馬協会  
小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会  
駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会  
吉田 喜義 (事務局長)

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル  
井上 真 (理事長)

中央畜産会  
向井 清孝 (衛生指導部長)

日本中央競馬会  
吉成 公伸 (馬事部長)  
川崎 和巳 (馬事部長補佐)  
加藤 智弘 (馬事部 獣医課長)  
山中 隆史 (馬事部 防疫課長)  
近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室 嘱託)  
高橋 敏之 (競走馬総合研究所 企画調整室長)  
上野 孝範 (競走馬総合研究所 微生物研究室長)  
額田 紀雄 (栗東トレーニング・センター競走馬診療所長)  
松田 芳和 (美浦トレーニング・センター競走馬診療所長)

## 事務局：

小平 和道 (馬事部 防疫課長補佐)  
倉持 雄太 (馬事部 防疫課 係長)  
藤澤 千尋 (馬事部 防疫課 係長)

## オブザーバー：

北海道日高家畜保健衛生所  
高久 英徳 (所長)

北海道胆振家畜保健衛生所  
松岡 鎮雄 (所長)

日本軽種馬協会  
江口 貞男 (首席調査役)

全国競馬・畜産振興会  
大谷 清澄 (業務部 調査役)

競走馬理化学研究所  
山田 雅之 (薬物分析部 分析開発課長)

## 4. 議事次第：

## 1) 議 題

①令和 3 年 馬の予防接種要領 【7 ページ】

## 2) 報告事項

①令和 2 年度 事業報告ならびに収支決算 【3 ページ】

②令和 3 年度 事業計画ならびに収支予算 【3 ページ】

## ③国内伝染病発生状況

・国内伝染病発生状況 【8 ページ】

・令和 2 年度馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況&発生頭数の推移 【9 ページ】

・馬伝染性貧血のサーベイランス検査結果について 【11 ページ】

## ④生産地の防疫状況

・日高地区 【14 ページ】

・胆振地区 【15 ページ】

・生産地疾病等調査研究成績

## ⑤海外伝染病発生状況

・世界各国における馬の伝染病の発生状況（2020 年） 【16 ページ】

・軽防協ニュース速報（号外） 【17-18 ページ】

## ⑥馬の輸出入検疫状況

・馬の輸出入検疫状況 【19-21 ページ】

・米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正 ～ CEM 検査要件に関する変更～  
【22 ページ】

・輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法の一部改正について 【23-26 ページ】

・国際交流競走出走後帰国しない競走用馬の取扱いについて 【27 ページ】

## ⑦生産地等における防疫推進事業

・育成馬等予防接種推進事業 【28-30 ページ】

・馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業 【31 ページ】

・馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業 【35-36 ページ】

## ⑧馬防疫検討会

・馬伝染性子宮炎の診断に関する専門会議報告書 【37-38 ページ】

・馬感染症研究会

## ⑨飼養衛生管理基準の改正について

【39-42 ページ】

## ⑩その他

・競馬場の入厩条件および衛生管理に関する指針

・軽種馬防疫協議会委員名簿 【54-55 ページ】



## ●令和 3 年 馬の予防接種要領について

## 令和 3 年 馬の予防接種要領について

軽種馬防疫協議会

「令和 3 年 馬の予防接種要領」は下記のとおり全国的に統一して実施されたい。  
なお、馬の移動の際には、下記の予防接種を実施した旨の証明書を携行すること。

## 記

## 1. 馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※ 予防接種間隔が 1 年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

## 2. 日本脳炎

使用説明書に基づき、その年の流行期前の 5～6 月に 2 回接種すること。

※ 5～6 月に接種が完了していない場合でも、必ず 10 月末までに接種すること。

## 3. 破傷風

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、翌年からは年 1 回の補強接種を実施すること。

※ 前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

○ 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。

○ 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

●国内伝染病発生状況

年	馬伝染性貧血	日本脳炎	破傷風	馬パチフス	馬鼻肺炎 (流産)	馬インフルエンザ*	馬伝染性子宮炎
1981	15	0	12	13	10	0	57
1982	5	0	20	24	12	0	39
1983	4	5	9	9	36	0	30
1984	0	1	14	32	19	0	35
1985	0	3	11	33	34	0	128
1986	0	0	4	7	36	0	109
1987	0	0	10	22	22	0	108
1988	0	0	16	2	10	0	103
1989	0	0	5	12	15	0	74
1990	0	0	7	9	21	0	24
1991	0	0	6	10	33	0	32
1992	0	0	7	0	16	0	15
1993	2	0	8	0	13	0	27
1994	0	0	12	24	13	0	11
1995	0	0	11	14	9	0	0
1996	0	0	9	15	24	0	26
1997	0	0	8	52	22	0	4
1998	0	0	10	80	15	0	11
1999	0	0	4	5	12	0	0
2000	0	0	1	0	12	0	1
2001	0	0	7	0	13	0	11
2002	0	0	3	0	10	0	4
2003	0	1	4	1	25	0	2
2004	0	0	10	9	16	0	1
2005	0	0	4	11	23	0	1
2006	0	0	5	2	26	0	0
2007	0	0	3	2	21	1061	0
2008	0	0	3	10	23	183	0
2009	0	0	4	2	27	0	0
2010	0	0	0	0	44	0	0
2011	2	0	1	0	14	0	0
2012	0	0	1	1	34	0	0
2013	0	0	0	0	35	0	0
2014	0	0	4	4	53	0	0
2015	0	0	1	0	42	0	0
2016	0	0	0	0	59	0	0
2017	0	0	3	0	34	0	0
2018	0	0	1	0	31	0	0
2019	0	0	1	0	16	0	0
2020	0	0	2	3	22	0	0

●月別発生状況 (2020年)

疾病名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
馬伝染性貧血	戸												0
	頭												0
日本脳炎	戸												0
	頭												0
破傷風	戸		1			1							2
	頭		1			1							2
馬パチフス	戸									1			1
	頭									3			3
馬鼻肺炎 (流産型)	戸	1	3	4	2	1			1		1	4	17
	頭	4	3	4	2	2			1		1	5	22
馬鼻肺炎 (呼吸器型)	戸					1		1					2
	頭					7		8					15
馬鼻肺炎 (神経型)	戸												0
	頭												0
馬インフルエンザ*	戸												0
	頭												0
馬伝染性子宮炎	戸												0
	頭												0

(農林水産省動物衛生課、北海道農政部の資料より)

●馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生頭数の推移 (平成元年～)

2021.5.20  
(公社)日本軽種馬協会

地域	西暦	年号	日高		胆振		十勝		東北		宮城		福島		栃木		千葉		鹿児島		V接種 合計	摘要
			計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種	計	接種		
	1989	平/元	13	1	1				1												3	接種頭数は内数
	1990	2	21	8																	8	
	1991	3	21	10	1	1	11	6													17	
	1992	4	13	10					2	1											11	
	1993	5	14	12	2	1															13	
	1994	6	6	2	5	1	1	1	1	1											5	
	1995	7	7	4	2	1															5	
	1996	8	18	10	2	1	1		3	3											14	
	1997	9	18	11	2	2			2												13	
	1998	10	13	5			1														5	
	1999	11	11	9											1	1					10	
	2000	12	12	4																	4	
	2001	13	12	3																	3	
	2002	14	10	3	1																3	
	2003	15	24	14																	14	
	2004	16	12	8			2	2	1												10	
	2005	17	20	13																	13	不明1
	2006	18	20	19					6	4											24	
	2007	19	14	12	7	7											1	1			19	
	2008	20	21	18																	14	
	2009	21	26	21																	18	
	2010	22	25	22	7	7	2	2	1	1											21	
	2011	23	15	12	3	1															32	
	2012	24	34	28																	13	
	2013	25	25	21																	18	
	2014	26	53	44																	21	
	2015	27	33	26	4	4															32	
	2016	28	52	47	3	3															12	
	2017	29	26	21	2	1															6	
	2018	30	23	15(12)	1	1(1)	1	1	1	1											50	
	2019	31/元	12	12(7)																	5	生ワクチン流通
	2020	令2	17	15(15)	1	1(1)															7	内は生ワクチン頭数
	2021	令3	16	16(11)	5	5(5)															16	内は生ワクチン頭数
	累計		657	476(45)	49	38(7)	19	12	18	10					1	1	3	2	5	4	536(52)	内は生ワクチン頭数
																					753	内は生ワクチン頭数

## ●馬伝染性貧血の自衛防疫指針

## 馬伝染性貧血の自衛防疫指針

〔 令和元年 12 月 1 日付元軽防協第 4 号  
軽種馬防疫協議会 議長 通知 〕

馬伝染性貧血は、馬伝染性貧血ウイルスの感染によるウイルス性疾患であり、馬産業に大きな被害をもたらし得る家畜伝染病である。日本では、平成 29 年に国内における本病の清浄性が確認されたことを受け、自衛防疫指針（平成 30 年 4 月 1 日付 30 軽防協第 2 号）を定めたところである。同指針では、清浄度の維持確認のため、未検査の競走用馬は、当面の間、競馬場等への入厩前に検査をすることとしていた。しかしながら、現在に至るまで陽性馬の摘発はないことから、清浄度維持確認のための自衛検査の内容を変更し、下記のとおり新たな指針を定める。

## 記

1. 輸入馬については、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあげ、着地検査期間中に検査を実施し、陰性を確認すること
2. 貧血など、本病の感染が疑われる馬については、検査を実施すること

なお、次年度以降は、日本中央競馬会競走馬総合研究所が検査を実施する各競馬場等の在厩馬における抽出サーベランスに積極的に参加し、本症の清浄度の維持確認に努められたい。

## ●日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査結果

注：本文書は専門委員会後に ICC へ発出した 2021 年のサーベイランス検査結果です。

### 日本の競走馬における馬伝染性貧血のサーベイランス検査結果

2022 年 1 月 21 日

軽種馬防疫協議会

2017 年に農林水産省により、日本において馬伝染性貧血（EIA）は清浄化されたと結論づけられ、その後も EIA の清浄性の維持を確認するため、日本中央競馬会（JRA）と地方自治体が管轄する各トレーニング・センターまたは競馬場において、2020 年から EIA の自衛的なサーベイランス検査を行っている。2021 年においても、各施設約 300～2,000 頭程度の競走馬の中から、それぞれ無作為に 60 頭を抽出し、2021 年秋に採取した血清サンプルを用いて寒天ゲル内沈降反応（AGID）による検査を実施した。

サーベイランス検査の結果を下表に示す。EIA 陽性馬は検出されず、日本の競走馬集団における EIA の有病率は 95%信頼区間で 5%未満であることが示唆された。

表 2021 年 EIA サーベイランス検査結果（AGID）

トレーニング・センター 競馬場	団体名 (JRA、地方自治体)	検体数	陽性頭数
美浦トレーニング・センター	JRA	60	0
栗東トレーニング・センター	JRA	60	0
帯広競馬場	帯広市（北海道）	60	0
門別競馬場	北海道	60	0
盛岡競馬場	岩手県	60	0
水沢競馬場	岩手県	60	0
大井競馬場	東京都	60	0
浦和競馬場	埼玉県	60	0
船橋競馬場	千葉県	60	0
川崎競馬場	神奈川県	60	0
金沢競馬場	石川県	60	0
笠松競馬場	岐阜県	60	0
名古屋競馬場	愛知県	60	0
園田競馬場	兵庫県	60	0
高知競馬場	高知県	60	0

●馬伝染性貧血自衛検査推進事業

**馬伝染性貧血自衛検査推進事業**

(日本中央競馬会畜産振興事業一助成事業)

◎ 事業の概要

<b>1. 事業目的</b>
家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の対象外となった馬伝染性貧血について、輸入馬の着地検査及び競走用馬における抽出サーベイランスにおいて地域の自衛防疫の取り組みの中で検査を実施し、我が国の馬防疫の推進に資することを目的とする。
<b>2. 事業内容</b>
対象となる馬及び検査は以下のとおり。 1. 輸入馬 (1)馬の要件:令和2年以降に輸入された馬(輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用の馬を除く。) (2)検査要件:令和2年4月以降に受ける検査。原則として輸入後少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検査期間中に行う検査。 2. 競走用馬 (1)馬の要件:競馬場在厩馬(中央競馬所属馬は除く)。各競馬場でランダム抽出した60頭/年。 (2)検査要件:令和2年4月以降の抽出サーベイランスにおける採材等。検査等に要する経費の助成を行う。
<b>3. 事業実施主体</b>
公益社団法人 中央畜産会
<b>4. 事業主体</b>
北海道衛指協他 15 団体(2 年度実施団体)
<b>5. 事業期間</b>
令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月

◎ 助成額(令和2年度)

1. 輸入馬

検査機関の検査料	5,000 円以内(1頭あたり)
証明書料	500 円以内(1頭あたり)
採材等技術費	12,850 円以内(1日あたり)
採材資材	700 円以内(1頭あたり)
事務諸費	500 円以内(1頭あたり)

2. 競走用馬

採材等技術費	12,850 円以内 (1 日当たり 3 回日以内)
採材資材	12,000 円以内 採血針、試験管等
事務諸費	5,000 円以内 送料等

◎ 助成実績 (令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月。令和 2 年 12 月集計)

	北海道	青森	山形	福島	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川
検査頭数	59 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (6)	0 (8)	0 (5)	0 (1)	60 (0)	0 (0)

	長野	岐阜	京都	大阪	兵庫	奈良	鹿児島	合計	総計
検査頭数	0 (5)	60 (2)	0 (7)	0 (0)	0 (9)	0 (1)	0 (1)	179 (45)	224

\* 上段、地方競馬場抽出サーベイランスでの頭数。下段カッコ内は輸入馬。





●生産地の防疫状況（北海道胆振総合振興局内）

令和3年6月1日現在

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

年度	S56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
検査	1	1	1	2	2	2	4	2	1	1					4							
摘発頭数	1,514	1,484	1,457	1,484	1,475	1,670	2,565	1,616	1,540	1,644	1,615	1,585	1,574	1,517	1,570	1,389	1,441	1,362	1,330	1,256	1,259	1,272
検査頭数									1								2					
摘発頭数									36	89	117	106	95	69	79	63	56	116	98	271	186	132
検査頭数																						

注：S56年以前は検査未実施。H14年度をもって胆振管内の清浄性が確認されたことから定期検査は終了。H15年度以降は胆振家畜自衛防疫推進協議会による自主防疫で対応する。なお、H15年度に摘発された1頭は発症馬でなく、疫学的に日高管内と関連があった。培養検査陽性。PCR陽性。当該馬は廃用。  
 ※ ①法5条検査で継続して全頭陰性である。②JRAの清浄化推進事業によるPCR検査でH13・14年と全頭陰性。③ハイリスク馬がH12年以降存在しない。

2. 馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況

年度	S61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)	R2
検査	2	1	1	1	2	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	7	9	4	4	4	4	2	2	1	1	1	1	3
摘発頭数	4	6	1	1	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	7	9	4	4	4	4	4	2	2	1	1	1	1	5

注：繁殖シーズンごとに集計(当年度10月～翌年度9月)

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31(R1)	R2
戸数	5	2												
頭数	24	8												
内訳	種牡馬 繁殖牝馬 育成馬 競走馬 乗馬 その他													

4. 馬の輸入状況(当該年度に着地検査を終了したもの)

年度	H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 (R1)	R2	社	札	馬			
アメリカ	120	133	78	50	48	83	78	73	46	37	68	82	57	48	42	47	38	40	33	36	51	35	41	34	50	32	6	6	26			
フランス	10	12	13	12	20	5	34	31	21	17	27	34	17	6	21	15	23	27	7	12	7	19	23	30	8	23	3	3	23			
オーストラリア	16	5	13	19	9	5	8	1	6	7	1	3	1	6	7	6	5	6	20	24	6	2	15	2	2	2	2	2	2			
ニュージーランド	13	8	6	6	32	11	16	8	7	27	9	9	20	24	14	4	4	16	3	6	16	17	8	10	13	14	6	8				
ドイツ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
ニュージーランド	1	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
カナダ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
UAE	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
香港	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ロシア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アルゼンチン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
デンマーク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ベルギー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
オランダ	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

●世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2020年)

疾病 \ 国	アメリカ	カナダ	アイルランド	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ	ベルギー	香港	UAE	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド	日本
馬伝染性貧血	+	+	-	-	+	-	+	-	-			-	-	-
日本脳炎														-
ウエストナイルウイルス感染症	+	+			+	+	+		-			-		
水疱性口内炎	+	-			-									
馬ウイルス性動脈炎	-	-	-	+	+	-	+	-				-		
馬インフルエンザ	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	-		-
馬鼻肺炎	+	+	+	+	+	-	+	+	-	-	-	-	-	+
ヘンドラウイルス感染症												+		
馬ピロプラズマ病	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	+	
鼻疽	-	-	-	-	-	-	-	-						-
馬伝染性子宮炎	-		-	+	-	-	+	-		-		-		-

国際獣疫事務局 (OIE) および International Collating Centre より情報を引用

記載コード	
灰色塗り	過去の発生なし
-	当該年の発生なし
+	当該年の発生あり

## ●欧州の国際馬術大会参加馬における馬鼻肺炎神経型の流行



## 軽防協ニュース速報（号外）

2021年3月5日  
軽種馬防疫協議会 事務局  
(JRA 馬事部防疫課)

### 欧州の国際馬術大会参加馬における馬鼻肺炎神経型の流行

本年1月下旬から2月にかけて開催されたバレンシア（スペイン）で行われた国際馬術大会（CES Valencia Spring Tour）の参加馬を中心に、欧州各地で馬鼻肺炎（EHV-1）神経型の流行がみられています。その影響を受け、欧州10か国で予定されていた国際馬術大会が3月28日まで開催中止となることと決定しております。以下に、現時点までの状況を要約しました。これらのオリジナルのデータは、国際馬術連盟（FEI）およびInternational Collating Centre（ICC）が公開しており、原文は両団体のホームページからアクセスできます。

#### 発生状況

バレンシアの大会会場を2月14日に退厩した4頭が、2月20日にEHV-1の臨床症状を示したことが第一報であり、その翌日には、大会会場にいる50頭の馬が発熱し、1頭が神経症状を示しました。2月26日の時点で、150頭を超える競技馬が大会会場に在厩し、会場は現地の獣医当局によって隔離状態に置かれています。会場内の有症状馬は、72頭（2月26日時点）～84頭（3月1日時点）で推移しており、神経症状を示す馬も含まれています。会場内外の疫学関連馬の死亡頭数は、3月3日時点で6頭にのぼっています。

以上の発生状況からわかるように、今回流行しているEHV-1のウイルス株は、特に病原性および感染性が強いと推測され、バレンシアでの発生と疫学的に関連する流行はフランス、ベルギー、ドイツでも報告されています。そのため、欧州10か国で予定されていた国際馬術大会は3月28日まで開催中止になることが、FEIより発表されています。

また、バレンシアの大会会場の移動禁止措置が取られる前（2月7日および2月12日）にドーハ（カタール）の馬術大会会場に移動した4頭のうち、1頭がEHV-1陽性と診断されており、このように、疫学関連馬におけるEHV-1の発生は欧州以外の地域でも確認されており、バレンシアの大会会場を閉鎖する前に退厩した競技馬が帰厩先でウイルスを拡散することも危惧されています。

#### 馬鼻肺炎とは？

馬鼻肺炎は、馬ヘルペスウイルス1型（EHV-1）あるいは4型（EHV-4）の感染によって引き起こされる疾病の総称です。EHV-1感染の場合は、呼吸器症状（呼吸器型）、流産あるいは生後直死（流産型）、あるいは後駆麻痺を主徴とする運動失調（神経型）の3つの臨床型が知られています。毎年、日本では、おもに若齢馬群での呼吸器型の流行が、また、生産地では流産が散発しています。本症の予防として、ワクチンの接種が実用化されていますが、現在のところ、神経型の予防は効能に入っていません。神経型を発症した馬を早期に診断し、他馬から隔離することが重要な防疫対応となります。なお、EHV-4は、原則として呼吸器型のみを引き起こします。

軽種馬防疫協議会

## ●ニュージーランドからの一時的な輸入停止措置の解除について



## 軽防協ニュース速報（号外）

2021年4月21日  
軽種馬防疫協議会 事務局  
(JRA 馬事部防疫課)

### ニュージーランドからの一時的な輸入停止措置の解除について

昨年5月、ニュージーランドにおいて馬ピロプラズマ病の抗体陽性馬が確認されたことは既報（2020年6月4日付）のとおりですが、OIEによると、それ以降、同国で本症の新たな発生報告はありません。

本年4月15日付で、ニュージーランドから日本向けに輸出する際の家畜衛生条件（一般馬の条件および国際交流競走参加馬の条件）が改正され

<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>）、一時的な輸入停止措置は解除されましたのでお知らせします。主な改正内容は、馬ピロプラズマ病について、無病証明ではなく、日本向け輸出前30日以内の検査陰性証明（競合ELISA法または間接蛍光抗体法）を求めるようになったことです。

#### 昨年の発生状況

2019年2月にフランスから輸入されニュージーランドで過ごしていた4歳牝馬が、翌年5月に実施されたニュージーランドからの輸出時検査において馬ピロプラズマ病の抗体陽性と判定された。それまでニュージーランドでは本症の発生はなかったため、その牝馬が同国における初めての発生報告となった。

#### 馬ピロプラズマ病とは？

馬ピロプラズマ病は古くからその存在が知られており、赤血球の中に寄生する原虫によって起こる病気です。この原虫が馬に感染すると馬は貧血、黄疸、発熱や血尿などの臨床症状を示し、罹患した馬の約10%が死亡すると言われています。馬に感染するピロプラズマ原虫には、*Babesia caballi*、*Theileria equi*の2種類があります。今回のニュージーランドでの発生は *Theileria equi* によるものです。上述したとおり、これらの原虫はダニによって媒介され感染します。現在、本病はヨーロッパ、アジア、ロシア、アフリカおよび中南米など世界各地に存在していますが、わが国での発生は過去に確認されておらず、家畜伝染病予防法において指定されています。一方、ヨーロッパなどの常在地では、感染馬に対して化学療法が試みられていますが、確立された治療法は存在しません。また、予防としての有効なワクチンも現在のところ存在しません。

軽種馬防疫協議会

●馬の輸入検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
2005	150	164	359	4,797	23	-	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	-	-	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	-	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	-	4,482
2010	124	224	165	4,781	-	-	5,294
2011	94	183	186	3,247	-	-	3,710
2012	82	235	157	2,480	-	-	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	-	3,683
2014	109	170	174	4,924	-	-	5,377
2015	133	214	173	4,362	-	-	4,882
2016	115	222	191	3,488	-	-	4,016
2017	107	209	189	3,039	2	-	3,546
2018	154	212	222	4,645	2	-	5,235
2019	122	220	203	4,215	-	-	4,760
2020	149	151	158	2,159	-	-	2,617

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

●馬の輸出検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
2005	68	0	115	-	20	203
2006	66	9	97	-	-	172
2007	41	4	73	-	-	118
2008	38	-	81	-	-	119
2009	10	16	53	-	36	115
2010	66	52	51	-	-	169
2011	46	40	54	-	1	141
2012	48	23	52	-	-	123
2013	32	6	50	-	-	88
2014	32	14	104	-	-	150
2015	61	10	94	-	37	202
2016	37	14	95	-	6	152
2017	47	7	81	-	24	159
2018	37	9	86	-	5	137
2019	47	14	64	-	15	140
2020	20	3	41	-	-	64

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

●輸入馬の仕出地域別検査頭数

仕出地域	2010			2011			2012			2013			2014			2015			2016			2017			2018			2019			2020			
	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他	計	繁殖	乗用	競走	肥育	他				
韓国	1					6	10				5	10	10	6	10	5			2															
中国	7																																	
香港	8	9	10	6	15	14	19	19	14	12	12	19	19	14	12	12	10	10	16	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6				
アラブ首長国	4	4	7	6	9	7	9	9	7	11	11	9	9	7	11	11	14	14	14	9	9	9	9	9	9	20	20	20	20	20				
カタール																																		
ウズベク	2	1	1	2	1	1	2	2	2																									
ウクライナ	3	1	3	2	1																													
トルコ	41	46	63	72	76	23	61	40	2	48	31	90	44	11	31	86	60	9	36	104	36	20	28	86	46	9	9	9	9	9	76			
イラン	1																																	
オーストリア																																		
オランダ																																		
スウェーデン																																		
ドイツ	37	41	41	28	47	6	53	51	2	52	2	53	50	2	52	50	11	11	51	49	49	49	49	49	49	48	48	48	48	48	48	48	48	
フランス	31	28	11	19	27	7	15	8	2	5	0	15	1	3	12	274	290	14	2	801	825	11	6	958	976	6	1	1	1	1	1	186	186	
スペイン	121	91	140	146	84	4	87	87	87	152	87	87	67	67	67	1	68	1	106	2	109	1	110	111	111	86	86	86	86	86	86	86	86	
イギリス	209	178	162	152	137	100	151	44	21	83	162	151	44	16	101	161	52	8	112	172	59	8	103	170	75	1	1	1	1	1	1	1	1	
日本	4,783	3,247	2,480	3,183	4,928	4,302	3,488	4,376			2,765	3,488	3,488		2,765	2,765			3,844				3,257	3,257	3,257	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	
アメリカ	2	5	4	4	4	4	7	4	7	4	4	7	4	4	4	4	5	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
オーストラリア	36	45	34	47	35	13	41	10	21	11	31	41	10	16	31	29	18	15	6	41	6	14	36	36	15	6	10	10	10	10	10	10	10	
ニュージーランド	9	13	2	7	3	2	12	1	4	4	4	12	1	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	5,294	3,710	2,954	3,683	5,377	4,882	4,016	107	209	189	3,039	2	5,546	151	212	222	4,045	2	5,238	122	220	203	4,215	4,760	149	151	151	151	151	151	151	151	2,617	

※ 動物検査所企画管理部調査課調べ

●輸入検疫における監視伝染病摘発状況

(単位:頭)

年	馬バラチフス	馬伝染性貧血	馬ウレミア性動脈炎	馬ピロプラズマ病	馬鼻肺炎	馬インフルエンザ	馬伝染性子宮炎
1998	2	0	3	10	0	0	0
1999	2	0	2	0	6	0	0
2000	3	0	0	0	6	0	0
2001	3	0	0	0	0	0	0
2002	0	0	0	0	0	0	0
2003	5	1	0	0	4	0	0
2004	5	0	1	0	0	0	0
2005	9	0	0	4	0	0	0
2006	9	0	0	0	0	0	0
2007	5	0	1	0	1	0	0
2008	5	0	111	0	33	0	0
2009	7	0	2	0	0	14	0
2010	1	0	0	0	0	7	0
2011	8	0	1	1	0	14	0
2012	9	0	0	1	2	6	1
2013	13	0	0	0	0	0	0
2014	8	0	0	1	0	0	0
2015	5	0	0	0	2	0	0
2016	4 ※2	0	0	20 ※2	0	1	0
2017	0	0	0	0	5	131	0
2018	0	0	0	0	3	76	0
2019	0	0	0	0	0	0	0
2020	0	0	0	0	0	0	0

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※2 馬バラチフス、ピロプラズマ病の2疾病を摘発した1個体を含む。

※3 家畜伝染病予防法改正(平成10年4月1日施行)に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

●最近の輸入馬の監視伝染病摘発頭数

病名	2017年				2018年				2019年				2020年			
	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰	頭数	用途	仕出国	転帰
馬バラチフス																
馬ピロプラズマ																
馬鼻肺炎	5	競走用	アメリカ	回復	1	競走用	イギリス	回復								
					1	乗用	ドイツ	回復								
					1	乗用	ベルギー	回復								
馬インフルエンザ	130	肥育用	カナダ	回復	75	肥育用	カナダ	回復								
	1 ※4	肥育用	カナダ	死亡	1 ※2	肥育用	カナダ	死亡								

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※1 再検査後陰性/回復について

再検査後陰性とは、摘発疾病を疑われたが再検査を行い(必要に応じて係留を延長)、感染を広げるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

回復とは、検査を行い陽性であったが、必要に応じて係留の延長を行い、係留期間中に回復し、伝染性疾病をひろげるおそれがないことを確認し、解放されたもの。

※2 殺処分には、輸入者の意向による処分を含む。

※3 家畜伝染病予防法改正(平成10年4月1日施行)に伴い、1998年以降は監視伝染病以外の疾病は集計対象としていない。

※4 当該個体は疾病摘発後、他の疾病により死亡した。

## ●米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正～ CEM 検査要件に関する変更～



## 軽防協ニュース速報（号外）

2020 年 11 月 25 日  
軽種馬防疫協議会 事務局  
(JRA 馬事部防疫課)

### 米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件の改正 ～CEM 検査要件に関する変更～

令和 2 年 11 月 20 日付けで、米国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件[一般馬（繁殖馬含む）のための輸入衛生条件]が改正されました（2 動検第 733 号）。主な内容は、輸出前の馬伝染性子宮炎（CEM）の検査について、これまでは 7 日間隔で、計 3 回の生殖器由来材料の細菌培養検査が必要であったものが、PCR 法が検査法の選択肢として追加され、検査回数も 1 回に変更されたことです。

(参考：<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>)

CEM は、1977 年に英国で初めて発生が認められた感染症です。主に交配により伝播し、子宮内膜炎が引き起こされることにより、繁殖牝馬が不妊に至ることがあります。牡馬は感染しないものの、陰莖や包皮に保菌することがあり、そのような保菌種牡馬との交配により、複数の繁殖牝馬へと感染を拡大させてしまうおそれがあります。

日本では 1980 年に初めてその発生が確認され、以降、北海道等の生産地を中心に発生が継続していました。当初は細菌培養法による感染馬の摘発を行っていましたが、PCR 法が導入されて以降は、より迅速かつ正確な体制が整備され、2005 年を最後に日本での発生は認められていません。PCR 法は、現在も日本における輸入検疫や、着地検査中などの自衛防疫に活用されています。また、近年では、海外でも本症の診断法として急速に普及しつつあるようです。

今回の対象である米国では、2008 年から 2010 年頃にかけて本症が国内で散発的に見つかると、以降、積極的な清浄化が進められてきました。その結果、2014 年以降は未発生となっています。この米国における衛生状況の改善、および上述した日本での PCR 法を用いた輸入検疫や着地検査体制の充実が、今回の改正に結び付いたものと考えられます。今回の改正は、安全を保ちながら、米国産繁殖用馬の日本への導入を円滑なものとし、ひいては日本の馬産業全体の今後の発展に大きく貢献するものと期待されます。

軽種馬防疫協議会



## ●輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法の一部改正について

2 動検第 1219 号  
令和 3 年 3 月 30 日

特殊法人日本中央競馬会 理事長 殿

農林水産省動物検疫所長

## 輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法の一部改正について

貴殿におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解及び御協力いただき感謝申し上げます。

馬伝染性子宮炎（以下「CEM」という。）の輸入検査については、「輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法について」（昭和 62 年 3 月 11 日付け 62 動検甲第 276 号）に基づき実施しているところです。今般、国内外における CEM の発生状況の変化及び CEM に関する新たな知見をもとに検査内容を見直し、当該通知を別紙のとおり一部改正し、本年 4 月 1 日以降に到着する馬に適用することとしたので御了知の上、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

別紙

輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法

1 検査実施区分 <sup>(注1)</sup>

	馬伝染性子宮炎の発生国 であり、家畜衛生条件に おいて、検査を要求して いる国	左欄以外の国
繁殖用に供する馬	1 回検査を実施	1 回検査を実施
競走用・乗用・愛玩用・ 展示用等に供する馬	1 回検査を実施 <sup>(注2)</sup>	必要に応じ検査を実施
肥育用馬・と場直行馬	必要に応じ検査を実施	必要に応じ検査を実施

(注1) 輸入検疫期間中に外陰部からの滲出液を認める等本病を疑う所見があった場合、この限りではない。

(注2) 去勢馬及び未交配馬は除く。

2 検査材料

生殖器由来材料（雌は陰核窩及び陰核洞から、雄は①尿道口、及び尿道洞並びに②包皮内3か所から採材する）

3 検査方法

細菌培養検査及び PCR

(参考)  
 ○ 「輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法」新旧対照表  
 (平成 23 年 7 月 14 日付け 23 動検第 421 号)

改正後		現行														
別紙	輸入検査における馬伝染性子宮炎の検査法															
1 検査実施区分 <sup>(注1)</sup>	<table border="1"> <tr> <td>馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国</td> <td>左欄以外の国</td> </tr> <tr> <td>繁殖用に供する馬</td> <td>1回検査を実施</td> </tr> <tr> <td>競走用・乗用・愛玩用・展示用等に供する馬</td> <td>1回検査を実施<sup>(注2)</sup></td> </tr> <tr> <td>肥育用馬・と場直行馬</td> <td>必要に応じ検査を実施</td> </tr> </table> <p>(注1) 輸入検査期間中に外陰部からの滲出液を認める等本病を疑う所見があった場合、この限りではない。                  (注2) 去勢馬及び未交配馬は除く。</p>	馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国	左欄以外の国	繁殖用に供する馬	1回検査を実施	競走用・乗用・愛玩用・展示用等に供する馬	1回検査を実施 <sup>(注2)</sup>	肥育用馬・と場直行馬	必要に応じ検査を実施	<table border="1"> <tr> <td>馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国</td> <td>その他の国</td> </tr> <tr> <td>繁殖用に供する馬</td> <td>係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施</td> </tr> <tr> <td>競走用・乗用・肥育用・鑑賞用・農耕用等に供する馬<sup>(注)</sup></td> <td>係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施</td> </tr> </table> <p>(注) 去勢馬、未交配馬及びと殺用馬を除く。</p>	馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国	その他の国	繁殖用に供する馬	係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施	競走用・乗用・肥育用・鑑賞用・農耕用等に供する馬 <sup>(注)</sup>	係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施
馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国	左欄以外の国															
繁殖用に供する馬	1回検査を実施															
競走用・乗用・愛玩用・展示用等に供する馬	1回検査を実施 <sup>(注2)</sup>															
肥育用馬・と場直行馬	必要に応じ検査を実施															
馬伝染性子宮炎の発生源であり、家畜衛生条件において、検査を要求している国	その他の国															
繁殖用に供する馬	係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施															
競走用・乗用・肥育用・鑑賞用・農耕用等に供する馬 <sup>(注)</sup>	係留期間中 (10 日間) に 1 回検査を実施															
2 生殖器由来材料及び尿道洞並びに②包皮内 3 か所から採材する)	生殖器由来材料	生殖器由来材料	生殖器由来材料													

<p>3 検査方法 <u>細菌培養検査及びPCR</u></p>	<p>3 検査方法</p> <p>1 回目 細菌培養検査及びPCR 2 回目 PCR 3 回目 PCR</p>
<p>4 <u>(削除)</u></p>	<p>4 検査間隔</p> <p>複数回の検査を行う場合は 1 週間間隔で採材すること。</p>
<p>5 <u>(削除)</u></p>	<p>5 係留期間</p> <p>3 回検査を要する繁殖用馬の係留期間は原則として 16 日とする。</p>

## ●国際交流競走出走後帰国しない競走用馬の取扱いについて

2 消安第 6367 号

令和 3 年 3 月 30 日

特殊法人 日本中央競馬会 馬事担当理事 上野 儀治 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

## 国際交流競走出走後帰国しない競走用馬の取扱いについて

日本において開催される国際交流競走出走后、他国に帰国しない競走用馬を繁殖用に転用し、継続的に日本に滞在させる場合の取扱いについては、「国際交流競走出走后帰国しない競走用馬の取扱いについて（平成 30 年 9 月 25 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知 30 消安第 2940 号）」でお知らせしていたところです。

今般、農林水産省動物検疫所において専門家の意見を踏まえつつリスク評価を実施した結果、国際交流競走出走するという用途及び飼養管理形態を踏まえれば、国際交流競走出走する競走馬が馬パラチフスに感染しているリスク及び拡散するリスクは十分に低いと判断したことから、同所は輸入検疫期間中に同病の臨床症状を疑う所見がない限り同病の検査を行わないことといたしました。

つきましては、国際交流競走出走后、繁殖用に転用し、継続的に日本に滞在させる場合、従前から実施することになっていた馬伝染性子宮炎の検査に加え、馬パラチフスの検査についても下記のとおり実施することといたしましたので、御了知の上、検査依頼があった際は、引き続き貴会のご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

1. 日本において開催される国際交流競走出走するため海外から日本へ輸入された競走用馬を繁殖用馬として継続的に日本に滞在させることを希望する場合、輸入者はその旨を農林水産省動物検疫所に連絡するとともに、貴会に馬伝染性子宮炎及び馬パラチフスの検査を依頼し陰性であることを確認すること。
2. 輸入者は、上記 1 の検査結果と併せて、農林水産省動物検疫所に用途の変更について届け出ること。なお、農林水産省動物検疫所は検査結果を確認の上、当該馬が所在する都道府県及び仕向予定先の都道府県の畜産主務課に用途が変更されたことについて通知すること。

①育成馬等予防接種推進事業

① 育成馬等予防接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業—4項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的
競馬場入り前の育成馬及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、馬防疫の推進に資する。
2. 事業内容
近年の競走馬飼養形態の集団化や大規模化、及び乗馬関係者等の交流の実態から、競走馬施行に係る生産地等における疾病の発生や拡大のリスクは、高くなってきている。競馬場入厩前の競走用育成馬及び生産地の繁殖雌馬(軽種・重種)について、日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ及び馬ゲタウイルス病の発生を防ぐため、予防接種の徹底を図り、軽種馬生産の安定的維持・発展や、競走馬資源の育成に資する。
3. 助成率
JRA 80% : NAR 10% : JBBA 10%
4. 事業実施主体
(公社)中央畜産会
5. 事業期間
令和3年4月～令和4年3月

※各ワクチン接種に係る助成額については、予防液の購入費及び獣医師手当として要した経費と次に定める標準事業単価により算出された額のいずれか低い額の1/2以内とする

◎ 助成額

「標準事業単価」

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 3種混合ワクチン     | 1頭1回あたり: 2,830円 |
| ② 日本脳炎ワクチン     | 1頭1回あたり: 670円   |
| ③ 馬インフルエンザワクチン | 1頭1回あたり: 1,850円 |
| ④ 2種混合ワクチン     | 1頭1回あたり: 4,840円 |

◎ ワクチン接種プログラム

1 歳馬、2 歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等（軽種及び重種）に対し、所定の期間に日本脳炎、破傷風、ゲタウイルス感染症及びインフルエンザについて予防接種を行う。

区分	種類	馬インフルエンザワクチン	破傷風ワクチン	日本脳炎ワクチン	ゲタウイルス感染症ワクチン
育成馬等 予防接種 推進事業	1 歳 1 月～3 月	2 回接種（基礎免疫）*			
	1 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）**			
	1 歳 10 月～12 月	1 回（補強接種）			
	2 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）			
	2 歳 5 月～8 月				1 回（補強接種） ***
	2 歳 5 月～8 月				2 回接種（基礎免疫）****
	2 歳 10 月～12 月	1 回（補強接種）			
	繁殖牝馬 9 月～12 月	1 回			

(注) \* 2 回目の接種は、1 回目の接種から 4 週間以上経過（2 カ月以内）してから接種すること。

\*\* 基礎免疫の 2 回目の接種から概ね 3 カ月後（2～4 カ月後）に接種すること。

3 種混合ワクチンを接種できない場合は、馬インフルエンザワクチンと日本脳炎ワクチンを接種すること。

\*\*\* 2 種混合ワクチンを接種しない場合は、3 種混合ワクチン接種から概ね 4 週後（2 週間～2 カ月以内）に日本脳炎ワクチンを接種すること。

\*\*\*\* 2 種混合ワクチンの基礎免疫の 1 回目は、日本脳炎の補強接種も兼ねていることから、3 種混合ワクチン接種から概ね 4 週後（2 週間～2 カ月以内）に接種すること。また、2 回目の接種は、1 回目の接種から概ね 4 週後（2 週間～2 カ月以内）に接種すること。  
ただし、2 種混合ワクチンの接種対象は、本州以南の繋養馬とする。

●令和2年度「育成馬等予防接種推進事業」実施状況

区分		令和2年度事業(R2.4-R3.3)										合 計			
		1 歳馬					2 歳馬							繁殖牝馬	
		3 種基礎接種 (延べ)	3 種補強接種	インフルエンザ <sup>※</sup> 追加 接種	3 種補強接種	インフルエンザ <sup>※</sup> 追加 接種	日本脳炎	2 種基礎接種	インフルエンザ <sup>※</sup> 接種	3 種基礎接種	2 種基礎接種			日本脳炎	2 種基礎接種
北海道	15,162	6,359	6,180	3,742	626	2,604	0	4,012	38,685						
青 森	188	91	20	4	2	2	0	11	318						
岩 手	0	0	57	31	34	26	0	0	148						
宮 城	6	0	0	0	0	0	0	5	11						
福 島	0	0	0	1	38	2	0	0	41						
茨 城	0	5	28	127	325	34	135	3	657						
群 馬	0	0	70	40	40	20	25	0	195						
千 葉	13	11	11	31	26	22	5	10	129						
岡 山	0	0	7	31	16	28	0	0	82						
熊 本	32	0	0	0	0	0	0	0	32						
宮 崎	16	7	15	5	5	4	0	4	56						
鹿 児 島	34	14	64	50	9	40	0	6	217						
計	15,451	6,487	6,452	4,062	1,121	2,782	165	4,051	40,571						

都道府県別実施頭数

(公社)中央畜産会 衛生指導部



②馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

② 馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業－4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的	繁殖牝馬において、経済的損失が大きい馬鼻肺炎による流産の防止を目的とする。
2. 事業内容	繁殖牝馬を対象に獣医師が行う馬鼻肺炎ワクチン接種を推進する。
3. 事業実施主体	公益社団法人 中央畜産会
4. 事業主体	北海道衛指協他9団体
5. 事業期間	令和3年4月～令和4年3月

- 本事業は平成17年～22年度に実施されていた「軽種馬生産総合防疫対策事業」のうち「馬鼻肺炎流産予防接種・調査事業」からの継続事業である。
- 平成23年4月～平成24年3月は日本中央競馬会競馬振興事業(3項事業)の「繁殖牝馬予防接種推進事業」として実施。
- 平成24年4月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4項事業)の「生産段階における防疫強化対策事業」として実施。
- 平成27年4月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成28年4月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成29年4月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4項事業)の「馬伝染性疾病防疫推進対策事業」として実施。

◎ 助成額

繁殖牝馬の馬鼻肺炎ワクチン接種に要する経費の1/2以内を助成する(被災地以外の地域)。

◎ 接種実績(令和2年4月～令和3年3月)

(生ワクチンのみ)

	北海道	青森	宮城	茨城	栃木	千葉	福岡	熊本	宮崎	鹿児島	合計 (延頭数)
接種頭数	15,717	262	0	2	0	5	8	8	0	60	16,062

※生ワクチン供給不足のため、接種実績が減少した地域が6か所あった。

(岩手、宮城、山形、茨城、熊本、宮崎)

## ●馬伝染性子宮炎の自衛防疫指針

## 馬伝染性子宮炎の自衛防疫指針

〔平成 23 年 6 月 15 日付 23 軽防協第 7 号〕  
軽種馬防疫協議会 議長 通知

馬伝染性子宮炎（Contagious Equine Metritis ;CEM）は、馬伝染性子宮炎菌の感染によって起こるウマの性感染症で、伝播力が強く一旦発生すると軽種馬の生産に甚大な被害を及ぼすことから、家畜伝染病予防法において届出伝染病に指定されている。

本症は、1980 年にわが国への侵入が確認され、軽種馬を中心に生産地での発生が継続していたが、2001 年から繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査を軸とした清浄化事業が実施された結果、2006 年以降は発生が認められなくなり、2010 年には馬防疫検討会においてその清浄化が確認された。

一方、海外では本症の発生が引き続き報告されており、非サラブレッドに限ればむしろ汚染地域の拡大傾向が認められている。従って、今後はサラブレッドに偏らず全てのウマを対象とした、①海外情報の収集とそれに基づく輸入検疫の実施、②国内における疫学監視の継続、③再発生に備えた緊急防疫対応策の継承、が必要と考えられる。

このうち、国内における本症の疫学監視は、国や都道府県と連携しながら自衛防疫として全国統一的に実施することが望ましく、先の馬防疫検討会がまとめた報告書に基づき作成した下記指針により、これを推進されたい。

## 記

1. 馬伝染性子宮炎菌の感染が疑われたウマは、ただちに他馬への伝播防止策を講じ、生殖器スワブを採取して検査を受けること（検査の結果が得られるまでは繁殖に供しないこと）。
2. 繁殖用馬は、国内で最初に繁殖に供する際、交配前に検査を受けて陰性を確認すること。ただし、種牡馬は毎年、交配前およびシーズン終了後に検査を受けて陰性を確認すること。
3. その他、本症の防疫上必要と思われる検査および処置を、家畜保健衛生所の指導により実施すること。

※検査方法等については軽種馬防疫協議会のホームページを参照。

## ●日本における CEM(馬伝染性子宮炎) のサーベイランス検査結果

注：本文書は専門委員会後に ICC へ発出した 2020 年までのサーベイランス検査結果です。

## 日本における CEM (馬伝染性子宮炎) のサーベイランス検査結果

2022 年 1 月 21 日

軽種馬防疫協議会

馬伝染性子宮炎 (CEM) は、1980 年に北海道の日高・胆振地方において国内で初めて、その流行が確認され、同年中に 321 頭の馬から *Taylorella equigenitalis* が分離された。2001 年からは PCR 検査を用いた CEM の清浄化への取り組みが始まり、繁殖登録されているサラブレッド全頭を対象に、毎年繁殖シーズン前に PCR 検査による調査が行われた。その調査結果を表 1 に示す。陽性馬に対しては治療を行い、3 回連続で陰性判定が得られるまで PCR 検査を実施した。また、治療にもかかわらず PCR 陽性が継続してみられた場合には、安楽死処置を行った。その結果、2006 年以降は、陽性馬は摘発されなくなり、2011 年に「馬防疫検討会」で、2010 年以降、国内のサラブレッドは CEM から清浄化されていると結論づけられた。

表 1. CEM 清浄化プログラムにおける検査頭数および PCR 陽性摘発頭数

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
登録種牡馬	411	412	389	351	331	305	281	282	311	269
登録繁殖牝馬	12411	12276	11499	11130	10670	10297	10253	10263	9872	10765
PCR 陽性牡馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCR 陽性牝馬	10	4	2	1	1	0	0	0	0	0

同年に複数回 PCR 検査を実施した馬を含む。PCR 陽性馬のうち、2001 年に 2 頭、2002 年、2004 年、2005 年に各 1 頭の牝馬が安楽死となった。

2011 年からは抽出サーベイランスを行っている。牡馬については、繁殖シーズン前に全頭に対して PCR 検査により陰性を確認し、繁殖シーズン後にも、そのほとんどの馬に再検査を実施している。牝馬については、初交配前および子宮内膜炎症状がみられた際に PCR 検査を行っている。調査の結果、2020 年現在まで陽性例は認められていない (表 2)。今後国内における繁殖用馬に対するサーベイランスおよび ICC への報告を継続していく予定である。

表 2. PCR 検査による抽出サーベイランスの結果

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
繁殖用牡馬	253	240	263	230	223	232	248	236	241	267
PCR 検査牡馬	425	479	459	465	509	467	475	465	449	480
PCR 初交配前 検査 牝馬	906	1024	1170	1067	1072	1133	1204	1196	1292	1258
子宮内膜炎 発症時	23	1	277	328	287	303	285	267	256	318
PCR 陽性 牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCR 陽性 牝馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ③馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業

## ③ 馬伝染性子宮炎自衛防疫普及促進事業

- 平成 22 年の「馬防疫検討会」において馬伝染性子宮炎 (CEM) の国内清浄化達成が確認されたことから、繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査は平成 23 年 3 月をもって終了した。
- 平成 23 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会が国内繁殖初供用牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」と有症状繁殖牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」との二事業を平成 27 年 3 月末まで実施した。
- 平成 27 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生指導事業を行う CEM 自衛防疫事業を平成 29 年 3 月末まで実施した。
- 平成 29 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及事業を令和 2 年 3 月末まで実施した。
- 令和 2 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及促進事業を実施している。(～令和 5 年 3 月:3ヶ年)

## ◎ 清浄化達成後の現在の検査体制

## ① CEM 侵入防止事業 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬及び

競走馬を引退して初めて繁殖に供用される牝馬 ⇒CEM 自衛防疫普及促進事業

↓

PCR 検査料=4,500 円+消費税/1 検体

## ② CEM 蔓延防止事業 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の CEM を疑う症状を呈した繁殖牝馬⇒CEM 自衛防疫普及促進事業

↓

PCR 検査料=4,500 円+消費税/1 検体

### ③ 上記以外の馬

自己負担による任意検査

- ※ 上記①あるいは②に該当する馬は、PCR 検査に係る費用の一部が助成される。
- ※ また、上記②に該当する馬は、検体採材に係る費用(採材技術料)の一部が助成される。
- ※ 上記③に該当する馬の検査は、(公財)競走馬理化学研究所で受付けている。

#### ① 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬 及び  
競走馬を引退して初めて繁殖に供される牝馬

馬伝染性子宮炎侵入防止事業

#### ② 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の馬伝染性子宮炎を  
疑う症状を呈した繁殖牝馬

馬伝染性子宮炎蔓延防止事業

PCR 検査料の助成  
4,500 円+消費税  
/1 検体

#### ③ 「馬伝染性子宮炎指導啓発促進事業」

馬伝染性子宮炎DVD「採材法と治療法」及び  
発生時の緊急防疫マニュアルを使用して講習会を開催する。

#### ④ 上記以外の馬

自己負担による任意検査

## ●馬防疫検討会 馬伝染性子宮炎の診断に関する専門会議 報告書

## 馬防疫検討会 馬伝染性子宮炎の診断に関する専門会議 報告書

令和2年11月20日

馬防疫検討会事務局

馬伝染性子宮炎 (CEM) は、*Taylorella equigenitalis* を起因菌とするウマ科動物に特有の性感染症で、感染した雌馬に子宮内膜炎あるいは子宮頸管炎を引き起こす。*Taylorella equigenitalis* の診断については、gold standard である菌分離培養法のほか、様々な遺伝子検査法 (リアルタイム PCR や LAMP など) が報告されており、最新の国際獣疫事務局 (OIE) の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル (OIE マニュアル) には複数の遺伝子検査法が例示されている。一般的に、遺伝子検査法は、菌分離培養法と比較して、同等以上の検出感度を有し結果判定までの時間が短いという利点をもつことから、昨今その有用性が認知されているが、国内の現行法であるセミヌスティブッド PCR を含めてどの検査法が優れているかについては明らかになっていない。

本専門会議は、国内外で報告あるいは活用されている遺伝子検査法について、感度や特異度などの観点から比較し、輸入検疫等で使用する合理的な CEM 遺伝子診断法について議論したものである。

**開催日時・場所**

日時：令和2年11月19日(木) 13時30分～15時20分

場所：日本中央競馬会本部 9階第3会議室

**出席者**

## 【専門委員】

- 高井 伸二 (北里大学 獣医学部 獣医学科 教授)  
度会 雅久 (山口大学 共同獣医学部 獣医公衆衛生学研究室 教授)  
遠藤 明仁 (農林水産省 動物検疫所 精密検査部 病理・理化学検査課 課長)  
高松 大輔 (国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 細菌・寄生虫研究領域 病原機能解析ユニット ユニット長)  
梶 裕永 (公益財団法人 競走馬理化学研究所 遺伝子分析部 遺伝子分析課 課長)  
木下 優太 (日本中央競馬会 競走馬総合研究所 微生物研究室 主査)

## 【オブザーバー】

- 坂本 有希 (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐)  
川崎 ななみ (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 係長)

## 【事務局】

- 横田 貞夫 (日本中央競馬会 馬事担当理事)  
小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)  
松田 芳和 (日本中央競馬会 馬事部長補佐)  
山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)  
小平 和道 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長補佐)  
倉持 雄太 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課 係長)

**合意事項**

- 国際獣疫事務局（OIE）マニュアル中の Wakeley ら（2006）が開発したリアルタイム PCR 法は、国内の現行法（セミヌスティブッド PCR 法）と比較して、感度および特異度ともに同等以上である。
- 検査に要する時間が短く、また簡便であることに鑑み、今後、輸出入検疫や国内での自衛防疫の検査に、Wakeley らのリアルタイム PCR 法を導入していくことに関しては差し支えない。
- 装置や試薬が結果に影響を与える可能性があることから、その導入には、検査機関（動物検疫所、競走馬理化学研究所、競走馬総合研究所）が相互に協力する。また、導入後においても、定期的なブラインドテスト等の品質管理に努める。



●飼養衛生管理基準（馬）

【】内は施行日。記載がないものは本年10月1日に施行。

<p>I 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕</p> <p>1 馬の所有者の責務</p> <p>2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践</p> <p>3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 【令和4年2月】</p>	<p>1 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合によっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>2 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。</p> <p>3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。</p>
---	--

- 1 -

<p>4 記録の作成及び保管</p>	<p>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (8) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</p> <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域（6に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者においては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称</p>
--------------------	--

- 2 -

<p>5 獣医師等の健康管理指導</p>	<p>(3) 導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日                  (4) 出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日                  (5) 飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況                  (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容</p> <p>5 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p>
<p>〔飼養環境に関する事項〕                  6 衛生管理区域の設定</p>	<p>6 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（厩舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p>

<p>II 衛生管理区域への病原体の侵入防止                  〔人に関する事項〕                  7 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限</p> <p>8 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置</p> <p>9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等</p>	<p>7 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>8 当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。</p> <p>9 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p>
--	--

<p>〔物品に関する事項〕</p> <p>10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>13 飲用水の給与</p>	<p>10 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p> <p>11 他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>12 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>13 飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。</p>
<p>〔馬に関する事項〕</p> <p>14 馬を導入する際の健康観察等</p>	<p>14 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。</p>
<p>Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防</p>	

<p>止</p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒</p> <p>〔物品に関する事項〕</p> <p>17 器具の定期的な清掃又は消毒等</p> <p>18 厩舎外での病原体による汚染防止</p>	<p>15 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p> <p>16 厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</p> <p>17 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>18 馬の飼養管理に必要な物品を厩舎に持ち込まないこと。</p>
<p>〔野生動物に関する事項〕</p> <p>19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管</p> <p>20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p>	<p>19 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。</p> <p>20 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p>

<p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p>21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>22 厩舎等施設の清掃及び消毒</p>	<p>21 衛生管理区域内は、ねすみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。</p> <p>22 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。</p>
<p>〔馬に関する事項〕</p> <p>23 毎日の健康観察</p>	<p>23 毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。</p>
<p>Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止</p>	
<p>〔人に関する事項〕</p> <p>24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等</p>	<p>24 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携帯し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>〔物品に関する事項〕</p> <p>25 衛生管理区域から退出する車両の消毒</p> <p>26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</p>	<p>25 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携帯し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p> <p>26 馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域</p>

- 7 -

	<p>から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p>
<p>〔馬に関する事項〕</p> <p>27 馬の出荷又は移動時の健康観察</p> <p>28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>27 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>28 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p>

- 8 -

● 本会施設内における改正飼養衛生管理基準の遵守ポイント

はじめに

国内における豚熱（旧名称：豚コレラ）の発生等を受け、家畜の防疫対応を強化する観点から、2020 年 4 月に家畜伝染病予防法の一部が改正されました。これに伴い、馬においても飼養衛生管理基準が改正され、2020 年 10 月 1 日から施行されます。

人や車両、物品、飼養環境などに対する防疫措置を強化し、馬飼養施設の衛生管理区域について、病原体を持ち込まない、拡散させない、持ち出さない対策を講じることが今回の改正の主な目的です。

このパンフレットは、本会施設内における飼養衛生管理基準の遵守ポイント（何をすればよいのか）をまとめたものです。ご一読いただくとともに、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2020 年 10 月

日本中央競馬会 馬事部防疫課

- 1 -

本会施設内における  
改正飼養衛生管理基準の  
遵守ポイント

2020 年 10 月

JRA 馬事部 防疫課

衛生管理区域に入入りする際の遵守事項

CHECK 1

基準4 (1), 8

衛生管理区域に入る際は、通用門で日付、氏名、住所あるいは所属、来場目的、過去一週間以内の海外滞在歴（立ち寄った馬飼養施設等を含む）を申告すること

※事前に通行章の登録をしている関係者や本会職員を除く



申告した

YES  NO

CHECK 2

基準3 (8), 8, 9, 2 4

衛生管理区域に入入りする際は、石鹸による手洗い（あるいは手指の消毒）および靴底の消毒（あるいは靴の履き替え）をすること



石鹸による手洗い  
あるいは  
手指消毒をした

YES  NO



靴底を消毒した  
あるいは  
靴を履き替えた

YES  NO

衛生管理区域に入入りする際の遵守事項

CHECK 3

基準3 (8), 10, 2 5

入出門で消毒マット上を通過し車輪を消毒すること



車両消毒を  
した

YES  NO

本会施設外の牧場に入入りした際の遵守事項

CHECK 4

基準3 (1), 8

本会施設外の牧場で馬に触れた際は、衛生管理区域に入る前にシャワーを浴び、洗濯済みの衣服に着替えること



シャワーを  
浴びた

YES  NO



衣服を  
着替えた

YES  NO

厩舎作業時に行う防疫措置

▶ CHECK 5

● 基準3(8), 8, 9, 15, 16, 24

衛生管理区域に車両(車やバイクなど)で出入りする場合は、厩舎での作業前および作業後に、石鹸による手洗い、着替え(普段着⇄作業着)、靴の履き替え(普段靴⇄作業靴)をすること



石鹸による手洗いをした

YES  NO



衣服を着替えた

YES  NO



靴を履き替えた

YES  NO

▶ CHECK 7

● 基準3(1)(8), 11, 26

本会施設内⇄本会施設外の物品の持ち込み・持ち出し

本会施設外の牧場で使用する衣服、靴、馬具や作業道具などはその牧場専用であることが望ましいが、本会施設内に持ち込む場合は事前に必ず適切な方法で洗浄・消毒をすること

あるいは

本会施設内で使用する衣服、靴、馬具や作業道具などはその施設専用であることが望ましいが、本会施設外に持ち出す場合は事前に必ず適切な方法で洗浄・消毒をすること



洗浄・消毒した

YES  NO

▶ CHECK 6

● 基準3(8), 17

飼葉桶や水桶、その他の馬具は、可能な限りその馬の専用とし共用しないこと。また、適切な方法で定期的に洗浄または消毒をすること



洗浄または消毒した

YES  NO

▶ CHECK 8

● 基準3(4), 18

馬の飼養管理に必要な物品を本会施設内に持ち込まないこと



持ち込まない

YES  NO

海外渡航時および帰国後の遵守事項

CHECK 11

基準3 (2), 基準4 (1) (2)

海外に渡航した場合は、滞在した国・地域・滞在期間・馬飼養施設等への立入りの有無を記録すること。なお、飼養衛生管理者 (JRA 職員) から求めがあった際に情報を提示できるよう、過去 1 年間の記録を保存すること



記録および保存した

YES  NO

CHECK 12

基準3 (2)

海外から帰国後、初めて本会施設内の衛生管理区域に入る際は、事前に必ずシャワーを浴びること



シャワーを浴びた

YES  NO

CHECK 13

基準3 (3)

海外の肉製品を本会施設の衛生管理区域内に持ち込まないこと



持ち込んでいない

YES  NO

本会施設内⇄本会施設外の物品の持ち込み・持ち出し

CHECK 9

基準3 (5) (8), 11

本会施設内への工具や機材の持ち込みについては、馬の飼養に不可欠なものに限定し、持ち込む際は事前に必ず適切な方法で洗浄・消毒をすること



洗浄・消毒した

YES  NO

CHECK 10

基準3 (6) (8), 11

やむを得ず工具や機材、食品等を本会施設内に持ち込んだ際は、施設内で使用している作業道具や馬具、敷料や飼料などとは分けて保管すること



左記内容を理解した

YES  NO

本会施設内に持ち込んだ工具や機材、食品等は、使用目的を終えた後そのまま放置しないこと。施設外に持ち出す際は、事前に必ず適切な方法で洗浄・消毒をすること



飼養衛生管理者（JRA）が行う業務

基準2

講習会への参加やウェブサイトの閲覧による情報収集



基準2

本会施設における防疫体制および飼養衛生管理状況の定期点検



基準2, 6, 7

衛生管理区域を設定し、衛生対策設備の設置個所を明示した平面図を作成  
必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないための看板設置



海外渡航時および帰国後の遵守事項

基準3 (2), 12

過去2か月以内に海外で使用した衣服、靴、馬具、作業道具などを衛生管理区域内に持ち込む場合は、事前に必ず適切な方法で洗浄・消毒をすること



洗浄・消毒  
した

YES  NO

野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

基準3 (7), 21

ねずみや野鳥などの野生動物が侵入、定着しないよう、厩舎や厩舎周辺は日頃から整理整頓すること



日頃から  
整理整頓を  
している

YES  NO

飼養衛生管理者（JRA）が行う業務

以下の事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する

● 基準4 (1)

衛生管理区域に入場する者の氏名、住所あるいは所属、来場目的、立入り年月日、過去一週間以内の海外滞在歴（立ち寄った馬飼養施設等を含む）

※事前に通行章の登録をしている関係者や本会職員を除く

入退出門でガードマンが聞き取り、記録

● 基準4 (1) (3) (4) (5) (6), 14

入厩した馬の種類、頭数及び健康状態（異状の有無）、導入元の牧場の名称ならびに入厩年月日  
 退厩または移動した馬の種類、頭数及び健康状態（異状の有無）、退厩または移動先の牧場の名称ならびに退厩または移動の年月日  
 飼養する馬の頭数、年齢、異状の有無、異状がある場合にはその症状や治療内容などの医療情報  
 家畜保健衛生所等からの衛生指導の内容

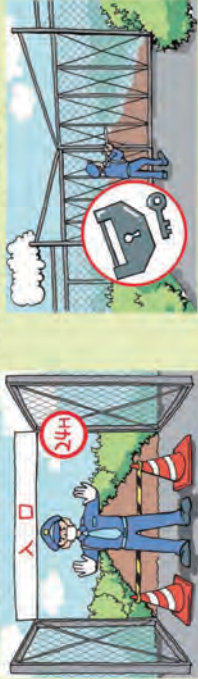
JRAの医療情報管理システムやデータベースで情報管理  
 入退厩時の異状の有無は入厩検疫などで確認

飼養衛生管理者（JRA）が行う業務

野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

● 基準3 (7)

ガードマンによる24時間警備あるいは門扉の確実な施錠



● 基準3 (7)

施設のフェンスや外壁に破損がある場合は速やかに補修



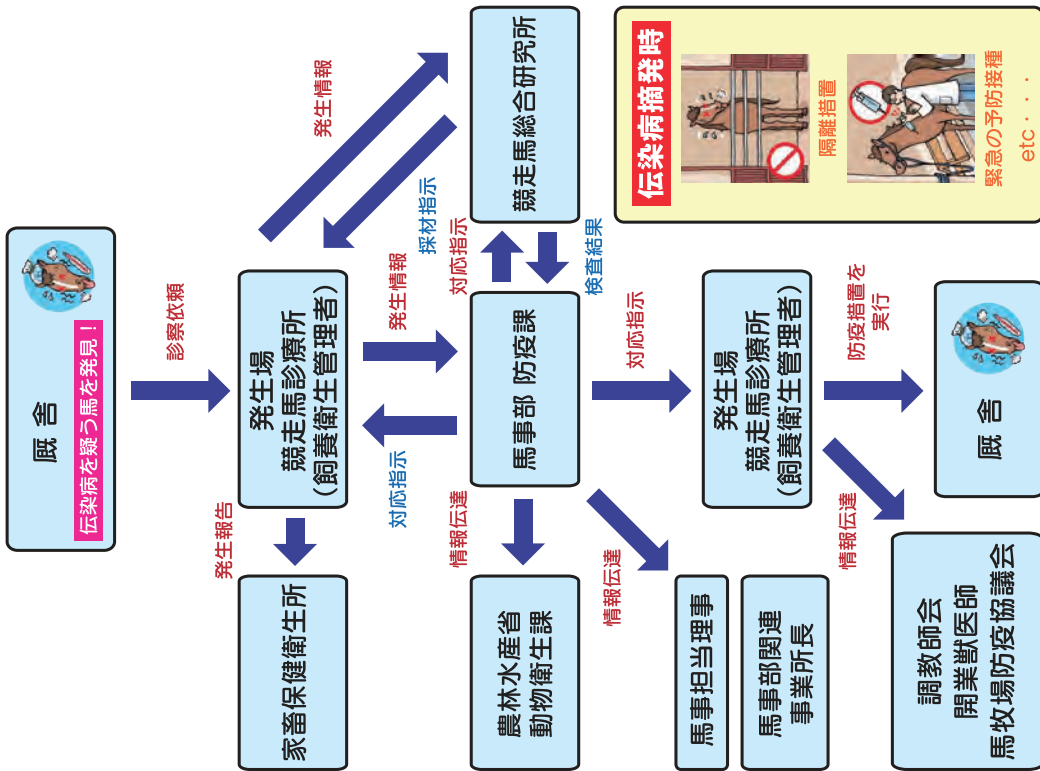
衛生管理区域内の施設の消毒

● 基準3 (8), 21, 22

厩舎や厩舎周辺の消毒作業を定期的に実施



伝染病発生時の対応 フローチャート



関係者以外  
立ち入り禁止



ここから先は防疫上の管理エリア  
(衛生管理区域) です  
関係者以外の無断立ち入りを  
禁止します

## Ⅲ . 話題提供

### 1. 馬防疫に関する学術集会

#### ①. 第 49 回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウムの開催報告

(本発表会において報告された演題の要旨集は軽種馬防疫協議会のホームページでご覧いただけます。)

1. 主 催：日本中央競馬会 (JRA)

2. 開催日時：令和 3 年 10 月 14 日 (木) 10 時 00 分～15 時 00 分

3. 開催場所：静内エクリプスホテル 2 F エクリプスホール

#### 4. 議 事

##### ○競走馬の暑熱対策

座長：吉田 年伸 (JRA 競走馬総合研究所)

- 1) 熱中症の疫学調査と運動後の馬体冷却について  
○高橋 佑治 (JRA 競走馬総合研究所)
- 2) 暑熱環境下における運動前馬体冷却の効果  
○向井 和隆 (JRA 競走馬総合研究所)
- 3) 暑熱順化の効果  
○胡田 悠作 (JRA 競走馬総合研究所)
- 4) パフォーマンス維持のための水分ならびに電解質摂取  
○松井 朗 (JRA 日高育成牧場)

##### ○微生物学

座長：山中 隆史 (JRA 馬事部防疫課)

- 1) 馬伝染性子宮炎 (CEM) 検査法の現状と将来  
○木下 優太 (JRA 競走馬総合研究所)
- 2) 馬ヘルペスウイルス 5 型が検出された当歳馬の馬多結節性肺線維症  
○武智 茉里 (日高家畜保健衛生所)
- 3) 馬ゲタウイルス感染症 — JRA 施設における流行の概要と最新の研究動向 —  
○坂内 天 (JRA 競走馬総合研究所)
- 4) 豚増殖性腸症生ワクチンの馬への適応拡大に向けた取り組み  
○丹羽 秀和 (JRA 競走馬総合研究所)

##### ○遺伝学・繁殖学・外科学

座長：関 一洋 (JRA 日高育成牧場)

- 1) サラブレッドの遺伝子改変検査と全ゲノムデータベース構築  
○戸崎 晃明 (競走馬理化学研究所)
- 2) 飛節の離断性骨軟骨症 (OCD) 罹患馬に対する外科処置の有無による競走状況の比較  
○前田 昌也 (日高軽種馬農業協同組合)
- 3) 子宮に大型シストを有した繁殖牝馬の 3 症例  
○北内 諒 (NOSAI みなみ)
- 4) 捻転棒を用いた去勢の術後合併症に関する調査  
○海道 磨里 (NOSAI みなみ)
- 5) 喉頭片麻痺に対するタイバックと声嚢声帯切除／披裂喉頭蓋ヒダ切除併用による治療成績  
○加藤 史樹 (社台ホースクリニック)

## ②. 令和3年度「馬防疫検討会」馬感染症研究会の開催報告

「馬防疫検討会」馬感染症研究会が下記のとおり開催された。

## 馬感染症研究会

1. 主催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人 中央畜産会
2. 開催日時：令和3年10月27日（水）～10月29日（金）
3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所
4. プログラム

## 第1日目 10月27日（水）

進行：近藤 高志（JRA 総研企画調整室）

- (1) 開会挨拶  
金子 明誉（農林水産省 消費・安全局動物衛生課）  
和田 信也（JRA 競走馬総合研究所 所長）
- (2) 主催者紹介
- (3) わが国における馬の防疫体制  
座長：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）
  - 1) 馬の防疫と馬防疫検討会の役割  
金子 明誉（農林水産省 消費・安全局動物衛生課）
  - 2) 軽種馬の防疫とJRAの役割  
小平 和道（JRA 馬事部 防疫課）
  - 3) 国内外における馬の伝染病の発生状況  
小平 和道（JRA 馬事部 防疫課）
  - 4) 馬の輸出入検疫状況  
大和紗矢香（農林水産省 動物検疫所）
  - 5) 馬用の生物学的製剤の製造状況等  
嶋崎 智章（農林水産省 動物医薬品検査所）
- (4) 馬の保定法／個体識別法（講義）  
藤澤 千尋（JRA 馬事部 防疫課）
- (5) 馬の保定法／個体識別法（講義：続き）  
藤澤 千尋（JRA 馬事部 防疫課）
- (6) 保定法／個体識別法／検体採取法（実習）／施設見学  
講師：JRA 総研分子生物研究室員、総研微生物研究室員、馬事部防疫課員、総研企画調整室員

## 第2日目 10月28日（木）

- (7) 細菌感染症1（講義）  
講師：丹羽 秀和（JRA 総研・微生物研究室）
- (8) 細菌感染症2（講義）  
講師：木下 優太（JRA 総研・微生物研究室）
- (9) 原虫・寄生虫感染症（講義）  
講師：越智 章仁（JRA 総研・微生物研究室）
- (10) ウイルス感染症1（講義）  
講師：辻村 行司（JRA 総研・分子生物研究室）
- (11) 病理解剖法（実習）  
講師：上野 孝範、越智 章仁、岸 大貴（JRA 総研・微生物研究室）

## 第3日目 10月29日（金）

- (12) ウイルス感染症2（講義）  
講師：根本 学（JRA 総研・分子生物研究室）
- (13) ウイルス感染症3（講義）  
講師：坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）
- (14) 講演「近年の国際重要伝染病の発生動向」  
講師：山川 睦（農研機構 動物衛生研究部門）
- (15) 閉会挨拶  
上野 儀治（JRA 馬事担当理事）
- (16) 意見交換会  
司会：山中 隆史（JRA 馬事部 防疫課）

## IV . 軽防協ニュース (号外)

### 1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック馬術競技会場における馬ピロプラズマ症の発生



## 軽防協ニュース速報 (号外)

2021年8月11日  
軽種馬防疫協議会 事務局  
(JRA 馬事部防疫課)

### 東京 2020 オリンピック・パラリンピック馬術競技会場における馬ピロプラズマ症の発生

東京2020オリンピックの馬術競技大会に出場するために来日した馬1頭が、会場である馬事公苑（東京都世田谷区）へ到着した3日後に、馬ピロプラズマ症であると診断されました。同馬は速やかに会場内の隔離厩舎に収容され経過観察されていましたが、状態は改善し8月6日に出国しました。なお、同会場には200頭を超える競技馬が在厩していましたが、同馬以外に異常を示す馬はならず、オリンピックの馬術競技大会は無事終了しております。以下に、現時点までの状況を要約しました。これらのオリジナルのデータは、OIEやInternational Collating Centre (ICC) のホームページからアクセスできます。

#### 発生状況

発症馬（15歳、セン）は、アーヘン（ドイツ）で7日間の出国前検疫を受けた後、同一ロットの他36頭とともに、7月21日に大会会場である馬事公苑（東京都世田谷区）に到着しました。なお、輸出前の間接蛍光抗体法による馬ピロプラズマ症の検査は陰性でした。

当該馬は、到着してから3日後の7月24日朝に発熱（約40℃）および貧血（Hct値＝約16%）を示しました。馬伝染性貧血および馬ピロプラズマ症を疑い、JRA 競走馬総合研究所へ検査材料を持参し検査を実施したところ、*Theileria equi*陽性であることが判明しました（血液塗抹標本の鏡検およびPCR検査で陽性、間接蛍光抗体法は陰性）。馬伝染性貧血の検査（ゲル内沈降反応）は陰性でした。同馬は速やかに会場内の隔離厩舎に収容され、大会組織委員会および関係当局の監視下で経過観察されていましたが、状態が改善し8月6日に出国しました。なお、当該馬が飼養されていた隔離厩舎内は、遅滞なく殺ダニ剤で消毒されました。

各国から200頭を超える競技馬が来日し滞在していましたが、同馬以外に異常を示す馬はならず、オリンピックの馬術競技大会は無事終了しております。

今回の症例は、本症の比較的長い潜伏期間（12～19日間）の観点から、日本到着前に感染したものと考えられます。本症はダニにより媒介される伝染病ですが、大会会場である馬事公苑ならびに海の森公園は大会の5年前からダニの生息調査と駆除を行ってきており、本症を媒介するダニは確認されていません。また、今回オリンピック馬術競技出場のために来日したすべての競技馬は国内馬との接触はないことから、本症の国内馬への伝播リスクはありません。

#### 馬ピロプラズマ症とは？

馬ピロプラズマ症は赤血球の中に寄生する原虫によって起こる病気で、ダニによって媒介されます。感染した馬は貧血、黄疸、発熱や血尿などの臨床症状を示し、約10%が死亡すると言われております。馬に感染するピロプラズマ原虫には、*Babesia caballi* および *Theileria equi* の2種類があり、今回の発生は *Theileria equi* によるものです。本症は世界各地に存在していますが、日本では動物検疫所以外の場所における初めての発生報告となります。発症馬に対する化学療法は存在しますが、一般的ではありません。また、ワクチンもありません。

軽種馬防疫協議会

## 2. 破傷風血清 (破傷風抗毒素) の使用に関する注意喚起について



## 軽防協ニュース速報 (号外)

2021年10月20日  
軽種馬防疫協議会 事務局  
(JRA 馬事部防疫課)

### 破傷風血清 (破傷風抗毒素) の使用に関する注意喚起について

表題の件につきまして、農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課より以下の通り関係各所への周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

～畜水産安全管理課からの連絡内容～

令和3年10月18日(月)、松研薬品工業株式会社(以下「松研」)より、同社が取り扱う「破傷風血清」について、「馬への使用を控えること」という注意喚起を行うとの連絡を受けました。

※製品情報はこちら (<https://www.vm.nval.go.jp/public/detail/5328>)

松研の「破傷風血清」は、米国の製造業者にて馬血液を用いて製造されておりますが、この度米国農務省動物植物検査部が米国内の製造業者に対し、肝炎(タイラー病)の原因となる可能性が指摘されている馬パルボウイルスの混入が否定できないため、馬への使用を控えるよう指示したことが契機となります。

松研の「破傷風血清」は馬への日本での使用実績はほぼなく、主として牛やイヌなどに使用されております。馬パルボウイルスは牛やイヌへの感染は知られていないため、引き続き、牛やイヌへの使用は可能です。また、馬パルボウイルスは健康な馬からも遺伝子が検出されることがあるため、感染後すぐに馬へ健康被害を及ぼすものではないと考えております。馬は基本的にワクチン(トキソイド)による予防が徹底されているとのことですが、念のため情報提供させていただきます。

#### 【参考】

破傷風菌(*Clostridium tetani*)は広く自然界の土壌中に分布し、深い刺傷などから侵入した菌が神経毒を産生し、神経症状を発症します。このように疾病を発症した際に治療薬として用いられるのが破傷風抗毒素となりますが、当疾病はワクチン(トキソイド)接種により高い予防効果が認められます。皆様におかれましては今一度、馬の予防接種要領をご確認いただき、適切な健康管理に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

軽種馬防疫協議会HP-馬の予防接種要領 (<http://keibokyo.com/prevention/inoculation/>)

軽種馬防疫協議会

## V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿

令和3年6月17日現在  
(順不同・敬称略)

○議長：木村 一人 (日本中央競馬会 常務理事)

○常任委員：秋元 稔弥 (地方競馬全国協会 理事)  
益満 宏行 (日本軽種馬協会 副会長・常務理事)  
松本 謙 (日本馬術連盟 常務理事)  
永峰 一弘 (日本馬事協会 専務理事)  
上野 儀治 (日本中央競馬会 馬事担当理事)

○専門委員：

農林水産省

歌丸 恵理 (生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐 (中央班長))  
尾原 博志 (生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐 (地方班長))  
加茂前清尚 (生産局 畜産部 畜産振興課 技術第1班 課長補佐)  
坂本 有希 (消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐)  
金子 明誉 (消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐)  
角田 隆則 (動物検疫所 検疫部長)  
嶋崎 智章 (動物医薬品検査所 検査第一部長)(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門  
楠本 正博 (細菌・寄生虫研究領域 腸管病原菌ユニット長)

地方競馬全国協会

大島 宏 (公正部長)  
菅 浩雅 (公正部 公正課長)  
望田 森介 (公正部 公正役)

日本軽種馬協会

成田 正一 (業務部長)

日本馬術連盟

阿部 憲二 (事務局長)  
川嶋 舟 (獣医委員)

地方競馬主催者

岡井 和彦 (北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹)  
舩川 寛晃 (帯広市農政部 ばんえい振興課 課長補佐)  
金子和華子 (岩手県競馬組合 業務部 業務課 管理監補佐)  
窪田 美佳 (埼玉県浦和競馬組合 業務課 野田管理事務所長)  
清水 耕平 (千葉県競馬組合 業務課 技師)  
遠山 理志 (特別区競馬組合 競馬事務局 厩舎管理課)  
島村 剛 (神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課長)  
高井 光 (石川県競馬事業局 競馬業務課 担当課長)  
長野 博子 (岐阜県地方競馬組合 業務課)  
安達 教治 (愛知県競馬組合 専門員 (獣医総括))  
稲場 収 (兵庫県競馬組合 事業部長)  
劉 辰女 (高知県競馬組合 競走馬診療所)  
相川雄一郎 (佐賀県競馬組合 馬診療所長)

日本馬事協会

青木 正明 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

阿部 憲二 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)



## 競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

## 軽種馬育成調教センター

小林 光紀 (業務部長)

## 日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

## 日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

## 胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義 (事務局長)

## ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

井上 真 (理事長)

## 中央畜産会

向井 清孝 (衛生指導部長)

## 日本中央競馬会

## 馬事部

吉成 公伸 (馬事部長)

川崎 和巳 (馬事部長補佐)

加藤 智弘 (馬事部 獣医課長)

山中 隆史 (馬事部 防疫課長)

## 競走馬総合研究所

近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室 嘱託)

高橋 敏之 (競走馬総合研究所 企画調整室長)

上野 孝範 (競走馬総合研究所 微生物研究室長)

## 栗東トレーニング・センター

額田 紀雄 (競走馬診療所長)

## 美浦トレーニング・センター

松田 芳和 (競走馬診療所長)

- 幹事: 大島 宏 (地方競馬全国協会 公正部長)  
菅 浩雅 (地方競馬全国協会 公正部 公正課長)  
成田 正一 (日本軽種馬協会 業務部長)  
藤野 一昭 (日本馬術連盟 事務局長)  
青木 正明 (日本馬事協会 参与・事務局長)  
小玉 剛資 (日本中央競馬会 馬事部長)  
山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)

- 事務局長: 吉成 公伸 (日本中央競馬会 馬事部長)

- 事務局: 川崎 和巳 (日本中央競馬会 馬事部長補佐)  
山中 隆史 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)  
小平 和道 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長補佐)  
倉持 雄太 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課)  
藤澤 千尋 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課)



軽種馬防疫協議会

(<http://keibokyo.com/>)

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本馬術連盟  
および日本軽種馬協会を中心に構成され、  
軽種馬の自衛防疫を目的とする協議会です。

(昭和47年8月11日 設立)

---

議 長 木村 一人  
事務局長 吉成 公伸

事 務 局 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日本中央競馬会 馬事部 防疫課内  
TEL.050-3139-9535